

同時発表：環境省、農林水産省

令和 6 年 12 月 18 日
総合政策局環境政策課

増進活動実施計画の認定等に係る規定や基本方針を定めました ～「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する 法律施行規則」等の公布について～

「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則」等が、本日公布され、令和 7 年 4 月 1 日(火)から施行されますのでお知らせいたします。

1. 概要

- (1) 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則
地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和 6 年法律第 18 号。以下「法」という。）は、地域における生物の多様性の増進のための活動を促進するため、増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の主務大臣による認定や、市町村、連携活動実施者及び土地の所有者等が締結することのできる生物多様性維持協定に係る規定等が置かれている。法の施行に向けた所要の規定の整備等を行うため、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則を制定するもの。
- (2) 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第 4 条第 7 項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令を廃止する省令
法附則第 2 条による地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号。以下「連携促進法」という。）の廃止に伴い、連携促進法第 4 条第 7 項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令（平成 23 年国土交通省・環境省令第 3 号）を廃止するもの。
- (3) 地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針
法第 8 条第 1 項の規定に基づき、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針を定めるもの。

◆添付資料

- ・添付資料 1 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則
- ・添付資料 2 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第 4 条第 7 項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令を廃止する省令
- ・添付資料 3 地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針
- ・添付資料 4 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（概要）

◆添付資料 掲載ページ

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo10_hh_000334.html

<問い合わせ先>

総合政策局環境政策課 担当：高森、横山

TEL：03-5253-8111（内線 24331、24334）、03-5253-8262（直通）